

公益社団法人三田市シルバー人材センター 役員報酬等及び費用弁償に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人三田市シルバー人材センター定款第25条に規定する役員の報酬等について支給基準を定めるとともに、役員の費用弁償について定めることを目的とする。

(範 囲)

第2条 この規則を適用する者は、理事及び監事とする。

(報酬等)

第3条 報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員が職務に従事するため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(委 任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。